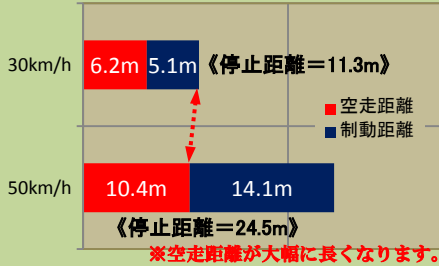


□ 埼玉県警察 速度管理指針 □

◆ 埼玉県内では、交通事故発生状況や走行速度と交通事故の関係等の分析に基づき、道路環境に応じた各種対策を推進し、実勢速度の抑制による交通事故の減少に努めてまいります。

《速度超過の危険性》

○ 停止距離が長くなります。



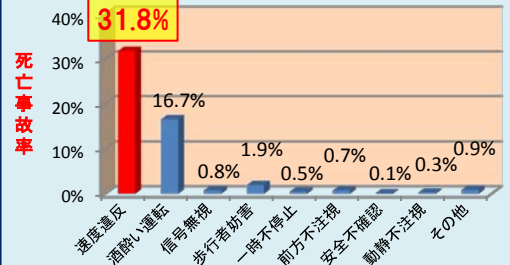
速度が増大するほど、停止距離は長くなります。

12m先に歩行者がいた場合、時速30kmでは手前で止まることができですが、時速50kmでは、**ほぼノーブレーキ（空走状態）で歩行者と衝突してしまいます。**

時速20kmの違いには、これほど大きな差があります。

※空走距離=危険を感じてからブレーキが効き始めるまでの間に走行する距離

○ 死亡事故に直結します。

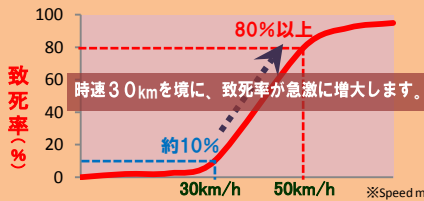


(件・H25)	速度違反	酒酔い運転	番号無視	歩行者妨害	一時不停止	前方不注意	安全不確認	動静不注意	その他	合計
人身事故	22	18	1185	621	2582	7510	11783	2607	6952	33280
死亡事故	7	3	9	12	12	54	11	7	60	175
死亡事故率	31.8%	16.7%	0.8%	1.9%	0.5%	0.7%	0.1%	0.3%	0.9%	

平成25年中、県内では3万3,280件の人身事故が発生し、そのうち死亡事故は175件でした。多くは安全不確認や前方不注意が原因ですが、**死亡事故率は、速度違反を原因とする事故が31.8%と最も高く、速度違反が、いかに死亡事故に直結しているかを表しています。**

※死亡事故率=その違反が死亡事故につながった確率 (死亡事故件数÷人身事故×100)

○ 歩行者の致死率が增大します。



歩行者の致死率は、衝突速度が時速30kmのときでは約10%ですが、時速50kmでは**80%以上と急激に増加します。**

速度を控えることがいかに大切なことを物語っています。

※Speed management - A road safety manual for decision-makers and practitioners より

※特徴は、平成25年中に県内で発生した人身事故に基づいています。※文中の「致死率」は、発生した人身事故のうち、死亡事故につながった割合を表しています。

生活道路

【特徴】

- 歩行者と自転車が関係する人身事故のうち、**約71%**が生活道路や市街地（市町村道）で発生し、登下校や買物などで人出が多くなる朝夕の時間帯に人身事故が増加します。
- 抜け道に利用されている道路では、急いでいる車と歩行者等との重大事故が懸念されます。

【方針】

- 生活道路では、最高速度を時速30kmとする「ゾーン30」を整備するなど、「人優先」の交通安全対策を推進します。今後、戸田市新曽地内などの42区域で整備を推進します。
- 交通事故発生状況の分析、地域住民の要望等に基づき、歩行者等に危険を及ぼす**著しい速度超過違反の取締りや警戒走行**を強化し、道路交通秩序の維持を図ります。



幹線道路

【特徴】

- 人身事故のうち、**約44%**が幹線道路（国道、主要地方道、県道）で発生し、死亡事故は全体の**約56%**と割合が高くなり、生活道路に比べて危険度が増大します。
- 歩行者と自転車が関係する事故の致死率が、生活道路等の**2.8倍**と、実勢速度の高さが死亡事故につながっています。

【方針】

- 交通の安全と円滑化を図るため、道路の構造、信号等の交通安全施設の整備状況、交通の状況等に基づき、**最高速度規制の見直し等**を行い、交通流の適正化を図ります。
- 死亡事故を減少させるため、国道17号、主要地方道川口上尾線、その他市道等を重点路線とし、**速度取締りや警戒走行**を推進するとともに、幹線道路を中心に、**速度違反自動監視装置の整備**を進めます。



高速道路

【特徴】

- 高速道路での死亡事故は11件発生しており、致死率は幹線道路の**2.5倍**と、危険度が大変高くなっています。また、自動車乗車中の事故で亡くなる方の割合は、一般道の**約4.9倍**と、走行速度と死亡事故の関係が顕著に表れています。

【方針】

- 交通流の変動、道路構造の改良、交通事故の発生状況等を総合的に勘案して、**交通実態に即した速度規制**を推進します。また、交通事故や気象の変化等の交通障害発生時には、**臨時の速度規制**を迅速かつ的確に実施し、交通事故の抑止等を図ります。
- 関越自動車道下り線をはじめとする交通事故多発区間や、実勢速度の高い区間等での**速度取締り及び機動警ら**を強化し、死亡事故の減少に努めます。また、**速度違反自動監視装置の整備**を推進し、実勢速度の抑制による事故防止を図ります。



※これらの取組について、県警ホームページのほか、テレビ、ラジオをはじめとした各種広報媒体を通じて公表を行います。